○国土交通省告示第八百三十五号

南部大阪都市計画事業新住宅開発事業和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月六日

国土交通大臣　前原　誠司

工区番号

25－2、26－3、26－4、28－9、44－3、44－4、49－1、60－2、60－3、62－4、66－2、66－3、66－4、68－2

○国土交通省告示第八百三十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第四回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年八月六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　縦覧開始の日　平成二十二年八月七日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　埼玉県三郷市一丁目二十二番地　独立行政法人都市再生機構埼玉常磐開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第八百三十七号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月六日

国土交通大臣　前原　誠司

本則の表利率の欄中「一・四パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

附則第三項の表中「一・六パーセント」を「一・五パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十二年七月十四日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第八百三十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十二年四月八日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

平成二十二年八月六日

国土交通大臣　前原　誠司

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ－1813	スズキ　EB　J－CF4M　A	オートバイ	スズキ　F　468	0.124	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第八百三十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十二年五月二十一日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

平成二十二年八月六日

国土交通大臣　前原　誠司

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅰ－1830	ヤマハ　ZA　D－SY06J	オートバイ	ヤマハ　Y　804E	0.58	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地

○国土交通省告示第八百四十号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十二年五月十四日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十二年八月六日

国土交通大臣　前原　誠司

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3246	三菱　ED　R－GK13A	農耕トラクタ	キャタピラー　CP　S4	4.398	三菱農機株式会社　島根県八束郡東出雲町大字揖屋町667番地1

○国土交通省告示第八百四十一号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十二年五月二十一日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十二年八月六日

国土交通大臣　前原　誠司

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3247	クボタ　KD　N－C515	刈取脱穀作業車	クボタ　V　3600	3.620	株式会社クボタ　大阪府大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号
農3248	クボタ　ED　M－C326	〃	クボタ　V　1505	1.498	〃
農3249	クボタ　ED　M－C427	〃	クボタ　D　1803	1.826	〃
農3250	クボタ　ED　M－C428	〃	〃	〃	〃

○国土交通省告示第八百四十二号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十二年五月二十六日次のとおり小型特殊自動車をその型式について認定した。

平成二十二年八月六日

国土交通大臣　前原　誠司

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
農3251	昭信　ED　M－F0	農業用薬剤散布車	クボタ　V　2403	2.434	株式会社ショーシン　長野県須坂市小河原2156番地

○海上保安庁告示第百七十五号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年八月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PM　85　まつうら」を削る。

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PM　32　みなべ」を「PM　32　みなべ」に改める。

PM　33　まつうら」を削る。

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の部中「PM　90　わくりゅう」を削る。